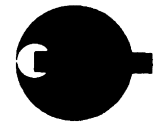


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県手数料条例及び奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

一

課

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例及び奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

例

1 条文の整備

貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、次の条例について、同法の題名を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例

(2) 奈良県青少年の健全育成に関する条例

2 施行期日

平成十九年十二月十九日から施行することとした。

条例

奈良県手数料条例及び奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県手数料条例及び奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二百六十六の項及び二百六十七の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十二月十九日から施行する。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三二―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。